

8/25 五郎

厚労省

マイナ不対応の医療機関 受診に新文書交付案

来年秋と組われている健康保険証の廃止をめぐり、厚生労働省は24日、健康保険証と一緒に化したマイナンバーカードが使えない医療機関や薬局が一定数あるため、カード未取得者などが対象の「資格確認書」とは違う新たな文書を交付する案を社会保障審議会の部会に示しました。受診時にカードと一緒に持参させる考え方で、患者は便利にならぬといった懸念が迴

乱し面倒になりそうです。

今年4月からマイナカードで受診できるようになります。

そこで、厚労省は現行保険証の廃止ありきで、マイナンバーカードで受診する人向けに自口算割合などを記載した新文書「資格情報のお知らせ」を交付し、受診時に提示させることになりました。文書を紙にするか、カードタイプにするかや、

厚労省は、現行保険証の廃止に伴い、カードの保険証利用登録率が現状の52%でも発行経費が「削減」されるとした試算結果も公表。資格確認書や「お知らせ」の発行対象を限定しているため、実際は経費増にならない

が、「マイナカードは一枚持つていれば他の何もいらないことを画す」(全国市長会)など

がふくれあがつて、指し鳴り物入りで始まつた」「一緒に持つ紙の苦言が相次ぎました。

が、「マイナカードは一枚持つていれば他の何もいらないことを画す」(全国市長会)など

が、「マイナカードは一枚持つていれば他の何もいらないことを画す」(全国市長会)など

が、「マイナカードは一枚持つていれば他の何もいらないことを画す」(全国市長会)など

が、「マイナカードは一枚持つていれば他の何もいらないことを画す」(全国市長会)など